

3 特許料は、特許料を納付すべき者の請求により、三十日以内を限り、第一項に規定する期間を延長することができる。

特許料は、特許料を納付すべき者の請求により、三十日以内を限り、第一項又は前項ただし書第一号に規定する期間を延長することができる。

(既納の特許料の返還)

第一百十一条 既納の特許料は、次に掲げるものに限り、納付した

者の請求により返還する。

一 過誤納の特許料

二 第百十四条第二項の取消決定又は特許を無効にすべき旨の審決が確定した年の翌年以後の各年分の特許料

三 特許権の存続期間の延長登録を無効にすべき旨の審決が確定した年の翌年以後の各年分の特許料（当該延長登録がないとした場合における存続期間の満了日の属する年の翌年以

(既納の特許料の返還)

第一百十一条 既納の特許料は、次に掲げるものに限り、納付した

者の請求により返還する。

一 過誤納の特許料

二 特許を無効にすべき旨の審決が確定した年の翌年以後の各年分の特許料

三 特許権の存続期間の延長登録を無効にすべき旨の審決が確定した年の翌年以後の各年分の特許料（当該延長登録がないとした場合における存続期間の満了日の属する年の翌年以

後のものに限る。)

- 2 前項の規定による特許料の返還は、同項第一号の特許料については納付した日から一年、同項第二号及び第三号の特許料については第百十四条第二項の取消決定又は審決が確定した日から六月を経過した後は、請求することができない。

(特許料の追納)

第一百十二条 特許権者は、第一百八条第二項に規定する期間又は第二百九条の規定による納付の猶予後の期間内に特許料を納付することができないときは、その期間が経過した後であつても、その期間の経過後六月以内にその特許料を追納することができる。

(第二項から第四項まで略)

5 特許権者が第一項の規定により特許料を追納することができない場合には、その特許権は、当該延長登録がないとした場合における特許権の存続期間の満了の日の属する年の経過の時にさかのぼつて消滅したものとみなす。

(第六項略)

後のものに限る。)

- 2 前項の規定による特許料の返還は、同項第一号の特許料については納付した日から一年、同項第二号及び第三号の特許料については審決が確定した日から六月を経過した後は、請求することができない。

(特許料の追納)

第一百十二条 特許権者は、第一百八条第二項本文若しくはただし書第二号に規定する期間又は第二百九条の規定による納付の猶予後の期間内に特許料を納付することができないときは、その期間が経過した後であつても、その期間の経過後六月以内にその特許料を追納することができる。

(第二項から第四項まで略)

5 特許権者が第一項の規定により特許料を追納することができない場合には、その特許権は、当該延長登録がないとした場合における特許権の存続期間の満了の日の属する年の経過の時にさかのぼつて消滅したものとみなす。

(第六項略)

(特許異議の申立て)

第一百十三条 何人も、特許掲載公報の発行の日から六月以内に限り、特許庁長官に、特許が次の各号の一に該当することを理由として特許異議の申立てをすることができる。この場合において、二以上の請求項に係る特許については、請求項ごとに特許異議の申立てをすることができる。

一 その特許が第十七条の二第三項に規定する要件を満たしていない補正をした特許出願（外国語書面出願を除く。）に対してされたこと。

二 その特許が第二十五条、第二十九条、第二十九条の二、第三十二条又は第三十九条第一項から第四項までの規定に違反してされたこと。

三 その特許が条約に違反してされたこと。

四 その特許が第三十六条第四項又は第六項（第四号を除く。）に規定する要件を満たしていない特許出願に対してもされたこと。

五 外国語書面出願に係る特許の願書に添付した明細書又は図面に記載した事項が外国語書面に記載した事項の範囲内にないこと。

(決定)

第一百十四条 特許異議の申立てについての審理及び決定は、三人又は五人の審判官の合議体が行う。

2| 審判官は、特許異議の申立てに係る特許が前条各号の一に該当すると認めるときは、その特許を取り消すべき旨の決定（以下「取消決定」という。）をしなければならない。

3| 取消決定が確定したときは、その特許権は、初めから存在しなかつたものとみなす。

4| 審判官は、特許異議の申立てに係る特許が前条各号の一に該当すると認めないとときは、その特許を維持すべき旨の決定をしなければならない。

5| 前項の決定に対しても、不服を申し立てることができない。

（申立ての方式等）

第一百十五条 特許異議の申立てをする者は、次に掲げる事項を記載した特許異議申立書を特許庁長官に提出しなければならない。

一 特許異議申立人及び代理人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 特許異議の申立てに係る特許の表示

三 特許異議の申立ての理由及び必要な証拠の表示

2| 前項の規定により提出した特許異議申立書について第一百十三条に規定する期間の経過後にする補正は、その要旨を変更する

ものであつてはならない。

3 | 審判長は、特許異議申立書の副本を特許権者に送付しなければならない。

4 | 第百二十三条第三項の規定は、特許異議の申立てがあつた場合に準用する。

(審理の指定等)

第一百六条 第百三十六条第二項及び第一百三十七条から第一百四十四条までの規定は、第一百四条第一項の合議体及びこれを構成する審判官に準用する。

(審理の方式等)

第一百七条 特許異議の申立てについての審理は、書面審理による。ただし、審判長は、特許権者、特許異議申立人若しくは参加人の申立てにより、又は職権で、口頭審理によるものとすることができる。

2 | 第百四十五条第三項及び第四項、第一百四十六条並びに第一百四十七条の規定は、前項ただし書の規定による口頭審理に準用する。

3 | 共有に係る特許権の特許権者の一人について、特許異議の申立てについての審理及び決定の手続の中止又は中止の原因があるときは、その中断又は中止は、共有者全員についてその効力

を生ずる。

(参加)

第一百八条 特許権についての権利を有する者その他特許権に関し利害関係を有する者は、特許異議の申立てについての決定があるまでは、特許権者を補助するため、その審理に参加することができる。

2) 第百四十八条第四項及び第五項並びに第一百四十九条の規定は、前項の規定による参加人に準用する。

(証拠調べ及び証拠保全)

第一百九条 第百五十条及び第一百五十二条の規定は、特許異議の申立てについての審理における証拠調べ及び証拠保全に準用する。この場合において、同条中「読み替える」とあるのは、「**同法第三百三十六条中「裁判所ガ証拠調ニ依リテ心証ヲ得ルコト能ハザルトキハ**」とあるのは「審判長ハ」と読み替える」と読み替えるものとする。

(職権による審理)

第一百二十条 特許異議の申立てについての審理においては、特許権者、特許異議申立て人又は参加人が申し立てない理由についても、審理することができる。

21 特許異議の申立てについての審理においては、特許異議の申立てがされていない請求項については、審理することができない。

(申立ての併合又は分離)

第一百二十条の二 同一の特許権に係る二以上の特許異議の申立てについては、その審理は、特別の事情がある場合を除き、併合するものとする。

2 前項の規定により審理を併合したときは、更にその審理の分離をすることができる。

(申立ての取下げ)

第一百二十条の三 特許異議の申立ては、次条第一項の規定による通知があつた後は、取り下げることができない。

2 第百五十五条第三項の規定は、特許異議の申立ての取下げに準用する。

(意見書の提出等)

第一百二十条の四 審判長は、取消決定をしようとするときは、特許権者及び参加人に対し、特許の取消しの理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えるければならない。

2

特許権者は、前項の規定により指定された期間内に限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正を請求することができる。

ただし、その訂正是、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

。

一 特許請求の範囲の減縮

二 誤記又は誤訳の訂正

三 明りようでない記載の証明

31 第百二十六条第二項から第四項まで、第一百二十七条、第一百二十八条、第一百三十一条、第一百三十二条第三項及び第四項並びに第一百六十五条の規定は、前項の場合に準用する。

(決定の方式)

第一百二十条の五 特許異議の申立てについての決定は、次に掲げる事項を記載した文書をもつて行い、決定をした審判官がこれに記名し、印を押さなければならない。

一 特許異議申立事件の番号

二 特許権者、特許異議申立人及び参加人並びに代理人の氏名又は名称及び住所又は居所

三 決定に係る特許の表示

四 決定の結論及び理由

五 決定の年月日

21 特許庁長官は、決定があつたときは、決定の謄本を特許権者

- 99 -

特許異議申立て人、参加人及び特許異議の申立てについての審理に参加を申請してその申請を拒否された者に送達しなければならない。

(審判の規定の準用)

第一百二十条の六 第百三十三条、第一百三十四条第四項、第一百三十五条、第一百五十二条、第一百六十八条、第一百六十九条第三項から第六項まで及び第一百七十条の規定は、特許異議の申立てについての審理及び決定に準用する。

2 第百十四条第五項の規定は、前項において準用する第一百三十五条の規定による決定に準用する。

(特許の無効の審判)

第一百二十三条 特許が次の各号の一に該当するときは、その特許を無効にすることについて審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。

一 その特許が第十七条の二第三項に規定する要件を満たしていない補正をした特許出願（外国語書面出願を除く。）に対してされたとき。

(特許の無効の審判)

第一百二十三条 特許が次の各号の一に該当するときは、その特許を無効にすることについて審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。

一 その特許が第十七条の二第三項に規定する要件を満たしていない補正をした特許出願（外国語書面出願を除く。）に対してされたとき。

一の二 その特許が第十七条の三第二項又は第六十四条第二項（第一百五十九条第二項及び第三項（第一百七十四条第一項にお

いて準用する場合を含む。) 並びに第百六十三第二項及び第三項において準用する場合を含む。) に規定する要件を満たしていない補正をした特許出願に対してされたとき。

二 その特許が第二十五条、第二十九条、第二十九条の二、第三十二条、第三十八条又は第三十九条第一項から第四項までの規定に違反してされたとき。

三 その特許が条約に違反してされたとき。

四 その特許が第三十六条第四項又は第六項(第四号を除く。)に規定する要件を満たしていない特許出願に対してされたとき。

五 外国語書面出願に係る特許の願書に添付した明細書又は図面に記載した事項が外国語書面に記載した事項の範囲内にないとき。

六 その特許が発明者でない者であつてその発明について特許を受ける権利を承継しないものの特許出願に対してされたとき。

七 特許がされた後において、その特許権者が第二十五条の規定により特許権を享有することができない者になつたとき、又はその特許が条約に違反することとなつたとき。

八 その特許の願書に添付した明細書又は図面の訂正が第一百一十六条第一項ただし書、第二項から第四項まで(第一百三十四条第五項において準用する場合を含む。)又は第一百三十四条

いて準用する場合を含む。) 並びに第百六十三第二項及び第三項において準用する場合を含む。) に規定する要件を満たしていない補正をした特許出願に対してされたとき。

二 その特許が第二十五条、第二十九条、第二十九条の二、第三十二条、第三十八条又は第三十九条第一項から第四項までの規定に違反してされたとき。

三 その特許が条約に違反してされたとき。

四 その特許が第三十六条第四項又は第六項(第四号を除く。)に規定する要件を満たしていない特許出願に対してされたとき。

五 外国語書面出願に係る特許の願書に添付した明細書又は図面に記載した事項が外国語書面に記載した事項の範囲内にないとき。

六 その特許が発明者でない者であつてその発明について特許を受ける権利を承継しないものの特許出願に対してされたとき。

七 特許がされた後において、その特許権者が第二十五条の規定により特許権を享有することができない者になつたとき、又はその特許が条約に違反することとなつたとき。

八 その特許の願書に添付した明細書又は図面の訂正が第一百一十六条第一項ただし書、第二項から第四項まで(第一百三十四条第五項において準用する場合を含む。)又は第一百三十四条

第二項ただし書の規定に違反してされたとき。

(第二項以下略)

(訂正の審判)

第一百二十六条 特許権者は、特許異議の申立て又は第一百二十三条第一項の審判が特許庁に係属している場合を除き、願書に添付した明細書又は図面の訂正をすることについて審判を請求することができる。ただし、その訂正是、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

- 一 特許請求の範囲の減縮
 - 二 誤記又は誤訳の訂正
 - 三 明りようでない記載の証明
- (第二項から第四項まで略)
- 5 第一項の審判は、特許権の消滅後においても、請求することができる。ただし、特許が取消決定により取り消され、又は第一百二十三条第一項の審判により無効にされた後は、この限りでない。

第一百二十八条 願書に添付した明細書又は図面の訂正をすべき旨の審決が確定したときは、その訂正後における明細書又は図面により特許出願、出願公開、特許をすべき旨の査定又は審決及び特許権の設定の登録がされたものとみなす。

第二項ただし書の規定に違反してされたとき。

(第二項以下略)

(訂正の審判)

第一百二十六条 特許権者は、第一百二十三条第一項の審判が特許庁に係属している場合を除き、願書に添付した明細書又は図面の訂正をすることについて審判を請求することができる。ただし、その訂正是、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

- 一 特許請求の範囲の減縮
 - 二 誤記又は誤訳の訂正
 - 三 明りようでない記載の証明
- (第二項から第四項まで略)
- 5 第一項の審判は、特許権の消滅後においても、請求することができる。ただし、第一百二十三条第一項の審判により無効にされた後は、この限りでない。

第一百二十八条 願書に添付した明細書又は図面の訂正をすべき旨の審決が確定したときは、その訂正後における明細書又は図面により特許出願、出願公開、特許をすべき旨の査定又は審決及び特許権の設定の登録がされたものとみなす。

(答弁書の提出等)

第一百三十四条（第一項から第三項まで略）

4 審判長は、審判に関し、当事者及び参加人を審尋することができる。

(第五項略)

(答弁書の提出等)

第一百三十四条（第一項から第三項まで略）

4 審判長は、審判に関し、当事者を尋問することができる。

(第五項略)

第一百五十九条 第五十三条の規定は、第一百二十二条第一項の審判に準用する。この場合において、第五十三条第一項中「第十七条の二第一項第二号」とあるのは「第十七条の二第一項第二号又は第三号」と、「補正が」とあるのは「補正（同項第二号に掲げる場合にあっては、第一百二十二条第一項の審判の請求前にしたものと除く。）」がと読み替えるものとする。

第一百五十九条 第五十三条及び第五十四条の規定は、第一百二十二条第一項の審判に準用する。この場合において、第五十三条第一項中「第十七条の二第一項第二号又は第三号」とあるのは「第十七条の二第一項第二号又は第三号」と、「補正が」とあるのは「補正（同項第二号に掲げる場合にあっては、第一百二十二条第一項の審判の請求前にしたものと除く。）」がと、第五十四条第一項中「第六十四条第一項から第三項まで」とあるのは「第十七条の三第一項から第三項まで又は第六十四条第一項から第三項まで（第一百五十九条第二項及び第三項並びに第一百六十三条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

2 第五十条の規定は、第一百二十二条第一項の審判において査定の理由と異なる拒絶の理由を発見した場合に準用する。この場合において、第五十条ただし書中「第十七条の二第一項第二号に掲げる場合」とあるのは、「第十七条の二第一項第二号又は

2 第五十条及び第六十四条の規定は、第一百二十二条第一項の審判において査定の理由と異なる拒絶の理由を発見した場合に準用する。この場合において、第五十条ただし書中「第十七条の二第一項第二号に掲げる場合」とあるのは、「第十七条の二第一項第二号に掲げる場合」とあるのは、「第十七条の二第一項第二号又は

第三号に掲げる場合（同項第二号に掲げる場合にあつては、第一百二十二条第一項の審判の請求前に補正をしたときを除く。）

と読み替えるものとする。

3 第五十一条の規定は、第一百二十二条第一項の審判の請求を理由があるとする場合に準用する。

一項第二号又は第三号に掲げる場合（同項第二号に掲げる場合にあつては、第一百二十二条第一項の審判の請求前に補正をしたときを除く。）と読み替えるものとする。

3 第五十一条から第五十二条の一まで、第五十五条から第五十八条まで、第六十条から第六十二条まで及び第六十四条の規定は、第一百二十二条第一項の審判の請求を理由があるとする場合に準用する。この場合において、第五十七条中「審査官」とあるのは、「審判長」と読み替えるものとする。

4 第一百二十二条第一項の審判の請求を理由があるとする場合において、その特許出願についてすでに出願公告があつたときは、前項の規定にかかわらず、さらに出願公告をすることなく、審決をしなければならない。

5 第三項において準用する第五十五条第一項の申立てがあつたときは、第一百二十二条第一項の審判官が審判により決定をする。第一百六十三条第三項において準用する第五十五条第一項の申立てがあつた場合において、審査官が第一百六十四条第二項の規定により第一百六十三条第三項において準用する第五十八条第一項の決定をすることができないときも、同様とする。

第一百六十二条 特許庁長官は、第一百二十二条第一項の審判の請求があつた場合において、その日から三十日以内にその請求に係る特許出願の願書に添付した明細書又は図面について補正があ

第一百六十二条 特許庁長官は、第一百二十二条第一項の審判の請求があつた場合において、その日から三十日以内にその請求に係る特許出願の願書に添付した明細書又は図面について補正があ

つたときは、審査官にその請求を審査させなければならない。

つたときは、審査官にその請求を審査させなければならない。
次条第三項において準用する第五十五条第一項の申立てがあつたときも、同様とする。

第一百六十三条 第四十八条、第五十三条及び第五十四条の規定は、前条の規定による審査に準用する。この場合において、第五十三条第一項中「第十七条の二第一項第二号」とあるのは「第十七条の二第一項第二号又は第三号」と、「補正が」とあるのは「補正（同項第二号に掲げる場合にあつては、第一百二十二条第一項の審査の請求前にしたもの）」がと読み替えるものとする。

第一百六十三条 第四十七条第二項、第四十八条、第五十三条、第五十四条及び第六十五条の規定は、前条の規定による審査に準用する。この場合において、第五十三条第一項中「第十七条の二第一項第二号」とあるのは「第十七条の二第一項第二号又は第三号」と、「補正が」とあるのは「補正（同項第二号に掲げる場合にあつては、第一百二十二条第一項の審査の請求前にしたもの）」がと、第五十四条第一項中「第六十四条第一項から第三項まで」とあるのは「第十七条の三第一項から第三項まで又は第六十四条第一項から第三項まで（第一百六十三条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

2 第五十条の規定は、前条の規定による審査において審判の請求に係る査定の理由と異なる拒絶の理由を発見した場合に準用する。この場合において、第五十条ただし書中「第十七条の二第一項第二号に掲げる場合」とあるのは、「第十七条の二第一項第二号又は第三号に掲げる場合（同項第一号に掲げる場合にあつては、第一百二十二条第一項の審査の請求前に補正をしたときを除く。）」と読み替えるものとする。

2 第五十条及び第六十四条の規定は、前条の規定による審査において審判の請求に係る査定の理由と異なる拒絶の理由を発見した場合に準用する。この場合において、第五十条ただし書中「第十七条の二第一項第二号に掲げる場合」とあるのは、「第十七条の二第一項第二号又は第三号に掲げる場合（同項第二号に掲げる場合にあつては、第一百二十二条第一項の審査の請求前に補正をしたときを除く。）」と読み替えるものとする。

3 第五十一条及び第五十二条の規定は、前条の規定による審査において審判の請求を理由があるとする場合に準用する。

3 第五十一条から第五十二条の二まで、第五十五条から第六十条まで及び第六十二条から第六十四条までの規定は、前条の規定による審査において審判の請求を理由があるとする場合に準用する。

4 前条の規定による審査で審判の請求を理由があるとする場合において、その特許出願について既に出願公告があつたときは、前項の規定にかかわらず、更に出願公告することなく、特許をすべき旨の査定をしなければならない。

第一百六十四条（第一項略）

2 審査官は、前項に規定する場合を除き、前条第一項において準用する第五十三条第一項の規定による却下の決定をしてはならない。

（第三項略）

（訴訟との関係）

第一百六十八条 審判において必要があると認めるときは、特許異議の申立てについての決定若しくは他の審判の審決が確定し、又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができる。

（第二項略）

第一百六十四条（第一項略）

2 審査官は、前項に規定する場合を除き、前条第一項において準用する第五十三条第一項若しくは第五十四条第一項の規定による却下の決定又は前条第三項において準用する第五十八条第一項の決定をしてはならない。

（第三項略）

（訴訟との関係）

第一百六十八条 審判において必要があると認めるときは、他の審判の審決が確定し、又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができる。

（第二項略）

(再審の請求)

第一百七十二条 確定した取消決定及び確定審決に対しては、その当事者は、再審を請求することができる。

(第二項略)

(再審の請求期間)

第一百七十三条 再審は、請求人が取消決定又は審決が確定した後再審の理由を知った日から三十日以内に請求しなければならない。

(第二項略)

3 請求人が法律の規定に従つて代理されなかつたことを理由として再審を請求するときは、第一項に規定する期間は、請求人又はその法定代理人が送達により取消決定又は審決があつたことを知つた日の翌日から起算する。

4 取消決定又は審決が確定した日から三年を経過した後は、再審を請求することができない。

5 再審の理由が取消決定又は審決が確定した後に生じたときは、前項に規定する期間は、その理由が発生した日の翌日から起算する。

(第六項略)

(再審の請求)

第一百七十三条 確定審決に対しては、その当事者は、再審を請求することができる。

(第二項略)

(再審の請求期間)

第一百七十三条 再審は、請求人が審決が確定した後再審の理由を知つた日から三十日以内に請求しなければならない。

3 請求人が法律の規定に従つて代理されなかつたことを理由として再審を請求するときは、第一項に規定する期間は、請求人又はその法定代理人が送達により審決があつたことを知つた日の翌日から起算する。

4 審決が確定した日から三年を経過した後は、再審を請求することができない。

5 再審の理由が審決が確定した後に生じたときは、前項に規定する期間は、その理由が発生した日の翌日から起算する。

(第六項略)

(審判の規定等の準用)

第一百七十四条 第百十四条、第百十六条から第百二十条まで、第

十二条第三項、第一百五十四条、第一百五十五条第一項及び第三項並びに第一百五十六条の規定は、確定した取消決定に対する再審に準用する。

21
第一百三十二条、第一百三十二条第三項及び第四項、第一百三十三条、第一百三十四条第四項、第一百三十五条から第一百四十七条まで、第一百五十条から第一百五十二条まで、第一百五十五条第一項、第一百五十六条から第一百六十条まで、第一百六十八条、第一百六十九条第三項から第六項まで並びに第一百七十条の規定は、第一百二十一
条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

三百三十三条、第一百三十四条第一項、第四項及び第五項、第一百三十五条から第一百五十二条まで、第一百五十四条から第一百五十七条まで、第一百六十七条、第一百六十八条、第一百六十九条第一項、第二項、第五項及び第六項並びに第一百七十条の規定は、第一百二十三条第一項又は第一百二十五条の二第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

(審判の規定等の準用)
第一百七十四条

第一百三十二条、第一百三十二条第三項及び第四項、第一百三十三条、第一百三十四条第四項、第一百三十五条から第一百四十七条まで、第一百五十条から第一百五十二条まで、第一百五十五条第一項、第一百五十六条から第一百六十条まで、第一百六十八条、第一百六十九条第三項から第六項まで並びに第一百七十条の規定は、第一百二十一
条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

2 第百三十二条、第百三十三条第一項、第二項及び第四項、第百三十三条、第百三十四条第一項、第四項及び第五項、第百三十五条から第百五十二条まで、第百五十四条から第百五十七条まで、第百六十七条、第百六十八条、第百六十九条第一項、第二項、第五項及び第六項並びに第百七十条の規定は、第百二十三条第一項又は第百二十五条の二第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

41 第百三十一条、第二百三十二条第三項及び第四項、第二百三十三条、第二百三十四条第五項、第二百三十五条から第二百四十七条まで、第二百五十条から第二百五十二条まで、第二百五十五条第一項、第二

百五十六条、第一百五十七条、第一百六十五条、第一百六十八条、第一百六十九条第三項から第六項まで並びに第一百七十条の規定は、
第一百二十六条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

51 民事訴訟法第四百二十七条第一項（審理の範囲）の規定は、
再審に準用する。

（再審により回復した特許権の効力の制限）

第一百七十五条 取り消し、若しくは無効にした特許に係る特許権若しくは無効にした特許に係る特許権が再審により回復した場合又は拒絶をすべき旨の審決があつた特許出願若しくは特許権の存続期間の延長登録の出願について再審により特許権の設定の登録があつた旨の登録があつた場合において、その特許が物の発明についてされていいるときは、特許権の効力は、当該取消決定又は審決が確定した後再審の請求の登録前に、善意に輸入し、又は日本国内において生産し、若しくは取得した当該物には、及ばない。

2 取り消し、若しくは無効にした特許に係る特許権若しくは無効にした存続期間の延長登録に係る特許権が再審により回復したとき、又は拒絶をすべき旨の審決があつた特許出願若しくは特許権の存続期間の延長登録の出願について再審により特許権の設定の登録若しくは特許権の存続期間を延長した旨の登録があつたときは、特許

百五十六条、第一百五十七条、第一百六十五条、第一百六十八条、第一百六十九条第三項から第六項まで並びに第一百七十条の規定は、
第一百二十六条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

41 民事訴訟法第四百二十七条第一項（審理の範囲）の規定は、
再審に準用する。

（再審により回復した特許権の効力の制限）

第一百七十五条 無効にした特許に係る特許権若しくは無効にした特許に係る特許権が再審により回復した場合又は拒絶をすべき旨の審決があつた特許出願若しくは特許権の存続期間の延長登録の出願について再審により特許権の設定の登録若しくは特許権の存続期間を延長した旨の登録があつた場合において、その特許が物の発明についてされていいるときは、特許権の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に輸入し又は日本国内において生産し若しくは取得した当該物には、及ばない。

2 無効にした特許に係る特許権若しくは無効にした存続期間の延長登録に係る特許権が再審により回復したとき、又は拒絶をすべき旨の審決があつた特許出願若しくは特許権の存続期間の延長登録の出願について再審により特許権の設定の登録若しくは特許権の存続期間を延長した旨の登録があつたときは、特許

あつたときは、特許権の効力は、当該取消決定又は審決が確定した後再審の請求の登録前ににおける次に掲げる行為には、及ばない。

一 当該発明の善意の実施

二 特許が物の発明についてされている場合において、善意に、その物の生産にのみ使用する物を生産し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出をした行為

三 特許が方法の発明についてされている場合において、善意に、その発明の実施にのみ使用する物を生産し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出をした行為

第一百七十六条 取り消し、若しくは無効にした特許に係る特許権若しくは無効にした存続期間の延長登録に係る特許権が再審により回復したとき、又は拒絶をすべき旨の審決があつた特許出願若しくは特許権の存続期間の延長登録の出願について再審により特許権の設定の登録若しくは特許権の存続期間を延長した旨の登録があつたときは、当該取消決定又は審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に日本国内において当該発明の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内にお

一
当該発明の善意の実施

三 特許が物の発明についてされている場合において、善意に、その物の生産にのみ使用する物を生産し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出をした行為

第一百七十六条 無効にした特許に係る特許権若しくは無効にした存続期間の延長登録に係る特許権が再審により回復したとき、又は拒絶をすべき旨の審決があつた特許出願若しくは特許権の存続期間の延長登録の出願について再審により特許権の設定の登録若しくは特許権の存続期間を延長した旨の登録があつたときは、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に日本国内において当該発明の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許権について通常実

いて、その特許権について通常実施権を有する。

施権を有する。

第一百七十八条 取消決定又は審決に対する訴え及び特許異議申立書又は審判若しくは再審の請求書の却下の決定に対する訴えは、東京高等裁判所の専属管轄とする。

2 前項の訴えは、当事者、参加人又は当該特許異議の申立てについての審理、審判若しくは再審に参加を申請してその申請を拒否された者に限り、提起することができる。

(第三項から第六項まで略)

(国内公表等)

第一百八十四条の九 特許庁長官は、第一百八十四条の四第一項の規定により翻訳文が提出された外国語特許出願について、特許掲載公報の発行をしたものと除き、国内書面提出期間の経過後（国内書面提出期間内に出願人から出願審査の請求があつた国際特許出願で特許出願であつて条約第二十一条に規定する国際公開（以下「国際公開」）という。）がされているものについては、優先日から一年六月を経過した時又は出願審査の請求の時のいずれか遅い時の後）、遅滞なく、国内公表をしなければならない。

(第二項略)

3 第六十四条第三項の規定は、前項の規定により同項第五号の要約の翻訳文に記載した事項を特許公報に掲載する場合に準用

第一百七十八条 審決又は審判若しくは再審の請求書の却下の決定に対する訴えは、東京高等裁判所の専属管轄とする。

2 前項の訴えは、当事者、参加人又は当該審判若しくは再審に参加を申請してその申請を拒否された者に限り、提起することができる。

(第三項から第六項まで略)

(国内公表等)

第一百八十四条の九 特許庁長官は、第一百八十四条の四第一項の規定により翻訳文が提出された外国語特許出願について、出願公告をしたものと除き、国内書面提出期間の経過後（国内書面提出期間内に出願人から出願審査の請求があつた国際特許出願であつて条約第二十一条に規定する国際公開（以下「国際公開」）という。）がされているものについては、優先日から一年六月を経過した時又は出願審査の請求の時のいずれか遅い時の後）、遅滞なく、国内公表をしなければならない。

(第二項略)

3 第五十五条第四項の規定は、前項の規定により同項第五号の要約の翻訳文に記載した事項を特許公報に掲載する場合に準用

する。

4 第六十四条の規定は、国際特許出願には、適用しない。

5 国際特許出願については、第四十八条の五第一項、第四十八条の六、第六十六条第三項ただし書、第一百二十八条、第一百八十六条第一号及び第二号並びに第一百九十三条第二項第一号及び第二号中「出願公開」とあるのは、日本語特許出願にあつては「第一百八十四条の九第一項の国際公開」と、外国語特許出願にあつては、「第一百八十四条の九第一項の国内公表」とする。

6 外国語特許出願に係る証明等の請求については、第一百八十六条第一号中「又は第六十七条の二第二項の資料」とあるのは「又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第三条②に規定する国際出願の願書、明細書、請求の範囲、図面若しくは要約（特許権の設定の登録がされた国際特許出願に係るもの又は国際公開がされたものを除く。）」とする。

7 国際特許出願に係し特許公報に掲載すべき事項については、第一百九十三条第二項第三号中「出願公開後における」とあるのは、「国際公開がされた国際特許出願に係る」とする。

（国際公開及び国内公表の効果等）

第一百八十四条の十 国際特許出願の出願人は、日本語特許出願については国際公開があつた後（優先日から一年六月を経過する

する。

4 第六十五条の二の規定は、国際特許出願には、適用しない。

5 国際特許出願については、第四十八条の五第一項、第四十八条の六、第五十五条第三項ただし書、第一百二十八条、第一百八十六条第一号及び第二号並びに第一百九十三条第二項第一号及び第二号中「出願公開」とあるのは、日本語特許出願にあつては「第一百八十四条の九第一項の国際公開」と、外国語特許出願にあつては、「第一百八十四条の九第一項の国内公表」とする。

6 外国語特許出願に係る証明等の請求については、第一百八十六条第一号中「又は第六十七条の二第二項の資料」とあるのは「又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第三条②に規定する国際出願の願書、明細書、請求の範囲、図面若しくは要約（出願公告がされた国際特許出願に係るもの又は国際公開がされたものを除く。）」とする。

7 国際特許出願に係し特許公報に掲載すべき事項については、第一百九十三条第二項第四号中「出願公開後における」とあるのは、「国際公開がされた国際特許出願に係る」とする。

（国際公開及び国内公表の効果等）

第一百八十四条の十 国際特許出願の出願人は、日本語特許出願については国際公開があつた後（優先日から一年六月を経過する

以前に国際公開があつたときは、優先日から一年六月を経過した後)に、外國語特許出願については国内公表があつた後に、国際特許出願に係る発明の内容を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後特許権の設定の登録前に業としてその発明を実施した者に対し、その発明が特許発明である場合にその実施に対し通常受けるべき金額の額に相当する額の補償金の支払を請求することができる。当該警告をしない場合においても、日本語特許出願については国際公開がされた国際特許出願に係る発明であることを知つて特許権の設定の登録前(優先日から一年六月を経過する以前に国際公開がされた国際特許出願については、優先日から一年六月を経過した後特許権の設定の登録前)に、外國語特許出願については国内公表がされた国際特許出願に係る発明であることを知つて特許権の設定の登録前に、業としてその発明を実施した者に対しては、同様とする。

日本語特許出願に係る発明がされた日から日本語特許出願に係る発明であることを知つて特許権の設定の登録前（優先日から一年六月を経過する以前に国際公開がされた国際特許出願については、優先日から一年六月を経過した後特許権の設定の登録前）に、外国語特許出願については国内公表がされた国際特許出願に係る発明であることを知つて特許権の設定の登録前に、業としてその発明を実施した者に対しては、同様とする

第六十五条第二項から第五項までの規定は、前項の規定により請求権行使する場合に準用する。

(補正の特例)

第一百八十四条の十二（第一項略）

2 外國語特許出願に係る明細書又は図面について補正ができる範囲については、第十七条の二第二項中「第三十六条の二第二

以前に国際公開があつたときは、優先日から一年六月を経過した後)に、外国語特許出願については国内公表があつた後に、国際特許出願に係る発明の内容を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後出願公告前に業としてその発明を実施した者に対し、その発明が特許発明である場合にその実施に對し通常受けるべき金額の額に相当する額の補償金の支払を請求することができる。当該警告をしない場合においても、日本語特許出願については国際公開がされた国際特許出願に係る発明であることを知つて出願公告前(優先日から一年六月を経過する以前に国際公開がされた国際特許出願については、優先日から一年六月を経過した後出願公告前)に、外国語特許出願についてでは国内公表がされた国際特許出願に係る発明であることとを知つて出願公告前に、業としてその発明を実施した者に対しては、同様とする。

第六十五条の三第二項から第四項までの規定は、前項の規定により請求権を行使する場合に準用する。

(補正の特例)

第一百八十四条の十二（第一項略）

2 外国語特許出願に係る明細書又は図面について補正ができる範囲については、第十七条の二第二項及び第十七条の三第二項